メンター制度の実施者名簿

(計 枚中 枚目)

	①氏	名													
	②雇用保険被保												_		
	③勤務事業所		(※事業所確認票の該当番号を記入しても可)												
()	④所属部署(最小														
メンター	⑤メンター研修 等の受講日	平成 年	月	日	⑥研修領	実施機	関								
		~ 平成 年	月	日	⑦メン? メンティ				記載						

○メンタリングを実施したメンティー

O /· • /	アプマノセ天旭したアマノイ												
	①氏名												
	②雇用保険被保険者番号				—								
()	③勤務事業所	(※事業所確認票の該当番号を記入しても可)											
メンティー	④所属部署(最小単位まで記載)												
	⑤メンタリング実施日												
	①氏名												
	②雇用保険被保険者番号				—								
()	③勤務事業所	(※事業所確認票の該当番号を記入しても可)											
メンティー	④所属部署(最小単位まで記載)												
	⑤メンタリング実施日												
	①氏 名												
	②雇用保険被保険者番号				_							_	
メンティー	③勤務事業所	(※事業所確認票の該当番号を記入しても可)											
/ / / 1	④所属部署(最小単位まで記載)												
	⑤メンタリング実施日												

	上記内	容につ	いて確	認しま	こした。また、	と、研修等に係る費用の全部を事業主が負担しています。
本人確認欄	平成	年	月	目	(対象者氏/	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

【記入上の注意】

メンター制度の実施者名簿は次により記入してください。

(1) 新たなメンター制度を適用した通常の労働者について、左欄に通し番号を記載し、メンターについては①から⑧、メンティーについては①から⑤までを記載してください。

なお、通常の労働者とは、次のいずれにも該当する者を言います。

- ①事業主に直接雇用される者であって、当該事業主と期間の定めのない労働契約を締結していること。
- ②事業所において正規の従業員として位置づけられていること。
- ③所定労働時間が、同じ職場で働くフルタイムの正規の従業員と同等であること。
- ④社会通念に照らして、また同一企業の他の職種の等の正規の従業員と比較的して、当該労働者の雇用形態、賃金 体系等(例えば、長期雇用を前提として待遇を受けるものであるか、賃金の算定方法・支給形態、賞与、退職金、 定期的な昇給の有無など)が正規の従業員として妥当なものであること。
- ⑤雇用保険の一般被保険者であること。
- ⑥社会保険の適用事業所に雇用されている場合は、社会保険の被保険者であること。
- (2) 雇用管理制度整備計画期間内に一回でもメンティーに対しメンタリングを実施した場合は、メンティーの欄に対象者をご記入下さい。
- (2) 「③勤務事業所」には、対象労働者の勤務先の事業所名を記載してください。同時に提出することとなる「事業所確認票(建助様式10号)」に記載した事業所の該当番号を記載しても差し支えありません。
- (3) 「⑦メンタリング実施日」には、メンターが対象となるメンティーに対しメンタリングを実施した日を記載してください。
- (4) 「⑧本人確認」は、必ず対象労働者本人が署名・押印してください。ただし、自己都合退職、死亡等で対象労働者本人が署名・押印できない場合に限り、事業主がその理由を別添(任意様式)に記載し、署名・押印してください。